# 茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託

# プロポーザル募集要項

茂原市マスコットキャラクター「モバりん」

**令和４年４月**

**茂原市経済環境部農政課**

目　次

１　業務の概要
（１）目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（４）業務場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（５）履行期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（６）提案限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（７）システム使用契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（８）茂原市農業集落排水事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４　応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）提出書類及び提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）書類作成上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）提出場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
５　応募に関する質問及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）質問書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）質問への回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
６　企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１）提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（２）作成上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（４）提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（５）提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（６）提出場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
７　企画提案に関する質問及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）質問書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）質問への回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
８　評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（１）審査を行う者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（２）評価項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（３）審査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（４）２次審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（５）受託候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（６）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
９　審査結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１０　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１１　失格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１２　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１３　問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

## 1　業務の概要

（1）目的

近年、公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により厳しさを増しており、公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくために、中長期的な視点に立って計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要性が高まっている。

このような状況のなか、経営改革についてのより具体的かつ的確な取組みとして、資産やコストを含む全体の経営状況の把握、ストックマネジメントの推進、適切な原価計算に基づく料金水準の算出、広域化・共同化及び民間活用等の改革の推進のための財務情報の共有化等を行うため、公営企業会計への移行を中心とした地方公営企業法の適用が必要となる。

本業務は、茂原市農業集落排水事業（以下、「本事業」という。）への地方公営企業法の適用（以下、「法適用」という。）に必要なあらゆる支援を行うことを通して法適用を達成することを目的とする。

（2）業務名

茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託

（3）業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

ア　基本方針策定業務

イ　固定資産調査及び評価業務

ウ　公営企業会計システム導入業務

エ　移行支援業務

各業務の仕様は、茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託仕様書（案）に記載のとおりとする。

なお、茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託仕様書（案）は、受託候補者決定後、茂原市及び受託候補者にて協議の上、提案内容に応じて適宜修正する場合がある。

※令和３年度に発注した茂原市農業集落排水事業固定資産調査及び評価業務委託において、事業開始から令和３年度までに取得した資産の調査及び評価は実施済みであるため、本業務ではその後に取得した資産を対象とする。

（4）業務場所

茂原市道表１番地　茂原市役所

※本業務の遂行にあたっては、処理施設等、現場での調査を行う必要が生じる場合がある。

（５）履行期間

契約日の翌日から令和６年３月３１日まで

（６）提案限度額

本業務の提案限度額の年度ごとの内訳は以下のとおりである。

令和４年度：４５，９００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和５年度：３２，５３６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

合　　計：７８，４３６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案限度額は予定価格を示すものではない。

（７）システム使用契約について

本業務において導入した公営企業会計システムについては、法適用後、システムの使用及び保守等に係る契約を別途締結する予定である（初回予定契約期間：令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（６０月））。

（８）茂原市農業集落排水事業の概要

本事業の概要を表１、表２及び図１に示す。

**表１**　各供用地区の概要

| 地区 | 事業採択年度 | 供用開始年度 | 管渠延長 | マンホールポンプ | 接続戸数（取付管） |
|---|---|---|---|---|---|
| 東郷第一地区 | 平成　3 年度 | 平成　9 年度 | 55km | 695 基(真空弁) | 1,591 戸 |
| 豊岡第一地区 | 平成　4 年度 | 平成　9 年度 | 20km | 12 基 | 616 戸 |
| 豊岡第二地区 | 平成　8 年度 | 平成 11 年度 | 16km | 13 基 | 291 戸 |
| 豊岡第三地区 | 平成 14 年度 | 平成 16 年度 | 8km | 8 基 | 193 戸 |

**表２**　各処理場の概要

| 処理場 | 処理対象地区 | 位置 | 計画汚水量 |
|---|---|---|---|
| 東郷第一クリーンセンター | 東郷第一地区 | 茂原市六ツ野 2964-1 | 1,558 ㎥／日 |
| 豊岡第一クリーンセンター | 豊岡第一地区<br>豊岡第三地区 | 茂原市南吉田 1075-2 | 1,005 ㎥／日 |
| 豊岡第二クリーンセンター | 豊岡第二地区 | 茂原市萱場 3523-2 | 408 ㎥／日 |

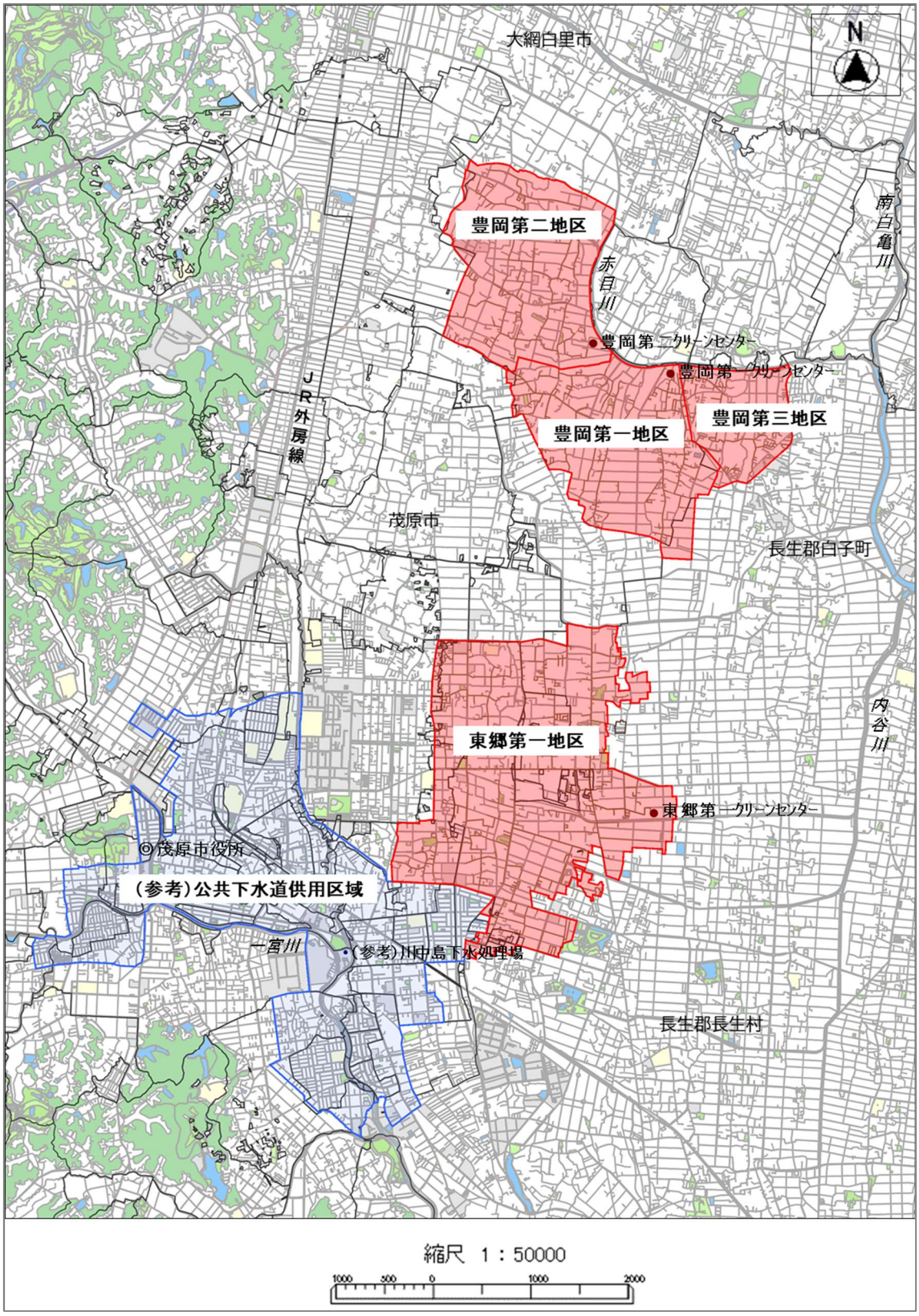


**図１**　各供用地区及び処理場の位置

## ２　スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは表３のとおりである。なお、スケジュールに変更が生じた場合は市公式ウェブサイトに掲載して告知することとする。

**表３**　プロポーザルに関するスケジュール（予定）

| 項目 | 日程 |
|---|---|
| プロポーザル方式実施の公示 | 令和４年４月　８日（金） |
| 実施要領、募集要項及び仕様書（案）の公表（市公式ウェブサイト） | 令和４年４月　８日（金） |
| 応募に関する質問の受付期間 | 令和４年４月　８日（金）～４月１５日（金） |
| 応募に関する質問に対する回答 | 令和４年４月２２日（金） |
| 応募申込受付期限 | 令和４年５月　６日（金）午後５時１５分（必着） |
| 参加資格の審査結果の通知 | 令和４年５月２７日（金） |
| 企画提案に関する質問の受付期間 | 令和４年５月３０日（月）～６月　３日（金） |
| 企画提案に関する質問に対する回答 | 令和４年６月１０日（金） |
| 企画提案書等提出期限 | 令和４年６月１７日（金）午後５時１５分（必着） |
| １次審査（書類審査）結果通知 | 令和４年７月上旬 |
| ２次審査（プレゼンテーション及び実機操作） | 令和４年７月中旬（日時は対象者に別途通知する） |
| 結果通知（受託候補者の選定） | 令和４年７月下旬 |
| 受託候補者と仕様の協議・契約 | 令和４年８月頃 |

## ３　参加資格

次の要件の全てを満たしていること。

（１）公告日において、令和４・５年度茂原市入札参加資格者名簿（委託）の大分類「情報処理」、中分類「計算処理」及び「システム運用」に登録されている者で、公告日から契約日までの期間において、茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６３年７月１日制定）による指名停止又は茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱（平成２７年茂原市告示第６号）による指名除外を受けている期間中でないこと。

（２）次の各号に掲げる者でないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又は本委託業務の公告日の前６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

オ　茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱（平成２７年茂原市告示第６号）に規定する措置要件に該当する者

（３）国、県、市税等の滞納がないこと。

（４）応募申込の時点で、次に掲げるア、イ及びウの要件を満たす者であること。

ア　千葉県内の地方公共団体が発注した次に掲げる業務（下水道事業に関するものに限る。）のいずれかを行った実績を有すること。

１）法適用に関する支援業務（※）

２）公営企業会計システムの導入・構築業務

３）法適化に係る固定資産の調査及び評価業務

イ　次に掲げる資格を有すること。

１）ＪＩＳＱ９００１又はＩＳＯ９００１（品質マネジメントシステム）

２）ＪＩＳＱ２７００１若しくはＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１（情報セキュリティマネジメントシステム）又はＪＩＳＱ１５００１（プライバシーマーク）

ウ　業務の遂行にあたって、公営企業会計関係業務の実績を有する公認会計士又は税理士からアドバイスを受けられる体制を整えていること。

（※）予算調製、打切決算、条例・規則等の制定・改正等、法適用に必要な事務に対する支援を行うもの。

## ４　応募方法

本プロポーザルへの応募は以下の書類を提出することにより行うものとする。

（１）提出書類及び提出部数

ア　参加申込書（様式第１号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

イ　会社概要（様式第２号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

ウ　参考資料（会社案内、パンフレット等）　・・・・・・・・・・・・・・・１部

エ　業務実績報告書（様式第３号の１）　・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

オ　導入実績報告書（様式第３号の２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

カ　納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・以下より該当するもの各１部

（ア）法人税と消費税及び地方消費税

（イ）法人事業税

（ウ）法人県民税

（エ）法人市民税

（オ）固定資産税

※直前決算日を基準日として直近１年分とし、提出日前３か月以内に発行されたものとする。

※本店及び契約予定支店等の所在する都道府県又は市区町村のものに限る。

キ　品質マネジメントシステム登録証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・１部

ク　プライバシーマーク登録証又は情報セキュリティマネジメントシステム認証登録証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

ケ　業務の予定配置体制一覧（公認会計士等）（様式第６号の２）・・・・・１部

（２）書類作成上の留意点

業務実績報告書（様式第３号の１）については、前述３（４）ア各号に掲げる業務の実績（千葉県内におけるものに限る。）を記載すること。

導入実績報告書（様式第３号の２）については、本業務において導入する公営企業会計システムの導入実績を記載すること。ただし、次の各号に該当するものに限る。

ア　千葉県内におけるもの。

イ　地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）における総合行政ネットワークを利用したクラウド型システム（ＬＧＷＡＮ－ＡＳＰ）。

業務の予定配置体制一覧（公認会計士等）（様式第６号の２）については、本業務に係るアドバイスを受ける公認会計士又は税理士について、当該様式中の記載要領を参照して保有資格や主な業務実績等を記載すること。

（３）募集期間

令和４年４月８日（金）から令和４年５月６日（金）午後５時１５分まで

（４）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とすること。）

※持参により提出する場合の受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（茂原市の休日に関する条例（平成元年茂原市条例第１６号）第１条第１項に規定する市の休日は除く。）とする。

（５）提出場所

茂原市役所経済環境部農政課

【郵送の場合の送付先】〒297-8511　茂原市道表１番地

茂原市役所経済環境部農政課基盤整備係

## ５　応募に関する質問及び回答

（１）質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第４号）に必要事項を記載し、以下のとおり提出するものとする。

ア　受付期間

令和４年４月８日（金）から４月１５日（金）午後５時１５分まで（必着）

イ　提出方法

質問書を電子メールに添付して提出するものとする。

電子メールの件名は「茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託質問書」とし、以下に記載のメールアドレス宛に送信するものとする。

質問書は１件につき１枚作成し、同時に複数の質問書を提出する場合は、１通の電子メールに全ての質問書を添付して差し支えない。電子メールの送信後、電話による送信確認を行うこと。

＜質問送信先メールアドレス＞nousyu@city.mobara.chiba.jp

＜送信確認先電話番号＞茂原市経済環境部農政課 0475-20-1526（直通）

（２）質問への回答

受付期間内に提出された質問書に対する回答は、令和４年４月２２日（金）午後５時１５分までに市公式ウェブサイトにおいて公表する。ただし、質問者の氏名は非公表とする。

## ６　企画提案書等の提出

募集期間終了後、本プロポーザルへの応募者の参加資格を審査委員会において審査し、その結果を各応募者に書面にて通知する。

応募者のうち、参加資格があると認められた者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出し、提案を行うものとする。

（１）提出書類

ア　提案提出書（様式第５号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

イ　会社概要（様式第２号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８部

ウ　参考資料（会社案内、パンフレット等）　・・・・・・・・・・・・・・８部

エ　業務実績報告書（様式第３号の１）　・・・・・・・・・・・・・・・・８部

オ　導入実績報告書（様式第３号の２）　・・・・・・・・・・・・・・・・８部

カ　企画提案書（任意様式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８部

キ　工程表（任意様式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８部

ク　業務の予定配置体制等一覧（様式第６号の１）　・・・・・・・・・・８部

ケ　業務の予定配置体制等一覧（公認会計士等）（様式第６号の２）　・・８部

コ　見積書（任意様式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８部

サ　公営企業会計システム機能要件書（様式第７号）　・・・・・・・・・８部

シ　公営企業会計システム操作マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・８部

（２）作成上の留意点

ア　１参加者につき１提案とし、複数の提案を提出した場合は失格とする。

イ　提出後における書類の追加及び差替えは認めない。

ウ　口頭やメール等による提案の補足説明は受け付けない。

エ　提出書類は、一切返却しない。

オ　上記提出書類の順に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本（Ａ４判、縦、左綴じ）とし、必要部数を作成すること。

カ　使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

（３）作成方法

ア　提案提出書（様式第５号）

必要事項を記載すること。

イ　会社概要（様式第２号）（会社案内、パンフレット等の参考資料を添付）

参加申込書を提出した際と同じものを添付すること。

ウ　業務実績報告書（様式第３号の１）及び導入実績報告書（様式第３号の２）

参加申込書を提出した際と同じものを添付すること。

エ　企画提案書（任意様式）

（ア）Ａ４判・横書きを原則とし、おおむね３０ページ以内（表紙、目次並びに上記６（１）アからオ及びキからコまでは、含まない。）で作成し、ページ番号を付番すること。必要に応じてＡ３判の用紙を用いることは可能とするが、Ａ３判片面につき２ページとして数える。

（イ）用紙方向は問わない。ただし、縦長とする場合は右開きとし、横長とする場合は下開きとする。

（ウ）左綴じ部分の余白は、２５ｍｍ以上とし、文字サイズは原則として１１ポイント以上とすること。

（エ）記載内容はできる限り平易な言葉を用い、必要に応じて用語解説を付すこと。

（オ）必要に応じて図表を用いることは可能とする。

（カ）表４（次頁）に掲げるテーマについて、順次記載すること。

オ　工程表（任意様式）

（ア）法適用までの工程を、基本方針策定業務、固定資産調査及び評価業務、公営企業会計システム導入業務、法適用支援業務に分けて記載すること。

（イ）スケジュールの根拠及び補足説明があれば記載すること。

カ　業務の予定配置体制等一覧（様式第６号の１）

管理技術者、主任技術者及びその他の予定従事者について、当該様式中の記載要領を参照して実務経験年数、保有資格、主な業務実績等を記載すること。

**表４**　企画提案に係るテーマ

| 番号 | テーマ | 記載内容 |
|---|---|---|
| 1 | 法適用基本方針 | （１）本事業の現状や課題の分析、他市町村の同種事業での事例を踏まえて、本事業にふさわしい法適化の方針を提案すること。<br>（２）本市では下水道事業が先行して法適用を完了していることを踏まえ、共同化や組織統合に関する提言を本業務の内容と関連させながら行うこと。 |
| 2 | 公営企業会計システムの導入 | （１）導入する公営企業会計システムの特長について、以下の観点を中心に記載すること。<br>・業務効率の向上に資する機能<br>・業務の質の向上に資する機能<br>・セキュリティ対策<br>（２）保守及び運用に関するサポート内容（公認会計士又は税理士による業務の相談支援（以下、「上位保守」という）を含む。）を記載すること。 |
| 3 | 移行事務に対する支援 | （１）法適用にあたって必要となる事務手続・協議事項等について列挙し、それぞれについて農政課が行うべき事柄、関係する部局、受注者による支援内容、スケジュールを記載すること。<br>（２）予定している職員研修の内容及び目標・目的について記載すること。 |
| 4 | 自由提案 | 公営企業会計への円滑な移行や本事業の経営改善に資する工夫点など、独自にＰＲする事項を記載すること。 |

キ　業務の予定配置体制等一覧（公認会計士等）（様式第６号の２）

参加申込書を提出した際と同じものを添付すること。

ク　見積書（任意様式）

以下の２件の見積書を作成すること。

（ア）本業務に係る見積書

・年度ごとの提案限度額を超えないこと。これを超える見積書を提出した場合は失格とする。

・企画提案書、仕様書（案）の内容に基づき、全ての経費を含めること。

・業務ごと、年度ごとの見積額の内訳を記載すること。

（イ）システム使用契約に係る見積書

・６０月分として算出すること。
・システム使用に係る部分、システムの保守・運用に係る部分及び上位保守に係る部分（該当がある場合）の内訳及び内容を明記すること。

ケ　公営企業会計システム機能要件書（様式第７号）

公営企業会計システムにおける各種機能への対応について、当該様式中の記載要領を参照して記載すること。

（４）提出期限

令和４年６月１７日（金）午後５時１５分（必着）

（５）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とすること。）

※持参により提出する場合の受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（茂原市の休日に関する条例（平成元年茂原市条例第１６号）第１条第１項に規定する市の休日は除く。）とし、事前に電話連絡するものとする。

なお、公営企業会計システム機能要件書（様式第７号）について、作成した電子データがある場合は、当該電子データを記録した媒体を合わせて提出すること。

（６）提出場所

茂原市役所経済環境部農政課

【郵送の場合の送付先】〒297-8511　茂原市道表１番地
茂原市役所経済環境部農政課基盤整備係

## ７　企画提案に関する質問及び回答

（１）質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第４号）に必要事項を記載し、以下のとおり提出するものとする。

ア　受付期間

令和４年５月３０日（月）から６月３日（金）午後５時１５分まで（必着）

イ　提出方法

質問書を電子メールに添付して提出するものとする。

電子メールの件名は「茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託質問書」とし、以下に記載のメールアドレス宛に送信するものとする。

質問書は１件につき１枚作成し、同時に複数の質問書を提出する場合は、１通の電子メールに全ての質問書を添付して差し支えない。電子メールの送信後、電話による送信確認を行うこと。

＜質問送信先メールアドレス＞nousyu@city.mobara.chiba.jp
＜送信確認先電話番号＞茂原市経済環境部農政課 0475-20-1526（直通）

（２）質問への回答

受付期間内に提出された質問書に対する回答は、令和４年６月１０日（金）午後５時１５分までに茂原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

ただし、質問者の氏名は非公表とする。

## ８　評価方法

（１）審査を行う者

選定に係る審査は、茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

（２）評価項目等

審査における評価項目や評価基準、点数配分等については、審査委員会において評価基準書として定める。

（３）審査の概要

審査は１次審査及び２次審査の２段階に分けて行い、１次審査における得点の上位３者を合格とし、２次審査の対象とする。

１次審査では、企画提案書等を対象として審査を行う。

２次審査では、参加者が審査委員会において企画提案に関するプレゼンテーション及び公営企業会計システムのデモンストレーションを行う。この際、審査委員会の評価者による公営企業会計システムの操作（以下、「実機操作」という。）を行う。２次審査での審査対象はプレゼンテーション及び実機操作とする。

各審査の概要及び配点は表５（次頁）のとおりである。

（４）２次審査について

２次審査では、提出された企画提案書等のみを使用して説明を行うものとし、資料の追加は不可とする。

ただし、実機操作の際に操作方法に関する補足資料を配布することは可能とする（その場合は６部用意すること）。

２次審査は以下の要領で行う予定である。具体的な日時、会場、当日のスケジュール、実施方法、必要機材等は２次審査の対象者へ通知する。

ア　実施時期

令和４年７月中旬頃

**表５**　審査内容及び配点

| | 評価区分 | 配点（点） | 各審査合計 |
|---|---|---|---|
| １次審査 | 実績、資格、見積額等（定量的項目） | ２２０ | ５５０ |
| | 企画提案書等の内容（定性的項目） | ※３３０ | |
| ２次審査 | 提案に関するプレゼンテーション | ※１５０ | ４５０ |
| | 公営企業会計システム実機操作 | ※３００ | |
| 総合計 | | １，０００ | |

注１）配点欄に※印を付した評価区分については、評価を行った各審査委員の点数を平均したもの（小数点以下切捨て）を参加者の得点とする。
注２）最低基準点は設定しない。

イ　持ち時間

持ち時間はプレゼンテーション及び実機操作を合わせて６０分とし、その後質疑応答の時間を２０分とる。質疑がなければ終了とする。

プレゼンテーション及び実機操作の準備及び片付けは参加者が行うものとする（持ち時間の前後に準備及び片付けの時間を設ける）。

ウ　説明人員

プレゼンテーション及び実機操作における参加者の説明人員は、３名以内とする（ただし、準備及び片付けにおける人員は除く。）。

（５）受託候補者の選定

１次審査及び２次審査の各得点を合計した総合得点が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

（６）その他

１次審査及び受託候補者の選定において同一得点の参加者が複数いた場合は、本業務に係る見積書の金額のより低い者を上位とし、当該金額も同一の場合は審査委員会にて順位を決定する。

## ９　審査結果の通知及び公表

１次審査の結果は、参加者全員へ書面にて通知するとともに、市公式ウェブサイトにて、社名を秘匿した上で各参加者の評価点を公表する。１次審査の合格者には２次審査の日程及び会場等を合わせて通知する。

２次審査の結果及び最終的な選定結果については、２次審査の参加者全員へ書面にて通知するとともに、市公式ウェブサイトにて公表する。市公式ウェブサイトでは、受託候補者については社名及び総合評価点を、それ以外の参加者については社名を秘匿

した上でそれぞれの総合評価点を公表する。

## 10　契約の締結

（１）選定された受託候補者と仕様及び契約条件等について交渉の上、随意契約を締結する。なお、契約の締結にあたり、再度見積書の提出を依頼する。

（２）受託候補者との契約が成立しなかった場合には、次点の参加者と契約交渉を行う。

## 11　失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

（１）提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合

（２）１参加者が複数の提案を提出した場合

（３）提案限度額を超える見積書を提出した場合

（４）２次審査のプレゼンテーションの開始時間において会場にいなかった場合

（５）参加者が、受託候補者選定までの間に参加資格を満たさなくなった場合

（６）企画提案書等に虚偽の記載があった場合

（７）審査の公正性を害する行為があったと市が認める場合

（８）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

## 12　その他

（１）本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。

（２）参加者が１者の場合でも、本プロポーザルは実施する。

（３）本プロポーザルの参加者が参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第８号）を速やかに提出すること。

（４）審査及び選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切認めない。

（５）本市が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏洩をしてはならない。

（６）提出された企画提案書等は、茂原市情報公開条例（平成 24 年茂原市条例第 20 号）に基づく公開請求の対象となる。

（７）本プロポーザルの参加にあたり、参加者に生じた損害等については、市は一切その責を負わない。

（８）郵便事故及び電子メール等の通信事故については、市は一切その責を負わない。

（９）公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。

(10) 本実施要領に規定のない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本市が判断する。

## 13　問い合わせ先

〒297-8511 千葉県茂原市道表１番地
茂原市役所経済環境部農政課基盤整備係
電　話：０４７５－２０－１５２６
ＦＡＸ：０４７５－２０－１６０４
Ｅ-mail：nousyu@city.mobara.chiba.jp

茂原市農業集落排水事業ウェブページＵＲＬ
https://www.city.mobara.chiba.jp/soshiki/5-1-0-0-0_7.html